

毒物劇物製造業・輸入業に係る手数料の改定について

令和2年4月1日から、次のとおり毒物劇物製造業・輸入業に係る手数料が改定になります。

○ 原体の製造業・輸入業の登録申請手数料が変わります。

厚生労働大臣から県知事に登録権限が移譲されます。改定後の手数料は現行の知事権限である製剤(原体の小分けを含む。)の製造業・輸入業の登録申請手数料と同額になります。

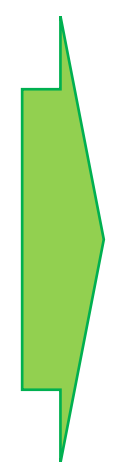
○ 新たに登録票書換え交付申請手数料・登録票再交付申請手数料を設定します。

現行では、原体の製造業・輸入業で国が設定していないため、知事権限である製剤(原体の小分けを含む。)の製造業・輸入業も手数料を設定していません。しかし、同じ知事権限の毒物劇物販売業では登録証書換え交付・再交付申請手数料を設定しているため、今般の権限移譲を機に、製造業・輸入業にも手数料を設定します。手数料額は、毒物劇物販売業と同額です。

【現行】

	大臣権限 製造業・輸入業 (原体)		知事権限 製造業・輸入業 (製剤・原体の 小分け含む)
	国収入印紙	県収入証紙	県収入証紙
登録申請	14,100円	20,700円	27,300円
登録更新申請	10,000円	6,800円	10,300円
登録変更申請	8,800円	3,200円	5,200円

	大臣権限 製造業・輸入業 (原体)	知事権限 製造業・輸入業 (製剤・原体の 小分け含む)
	書換え交付申請	無
再交付申請	無	無



【令和2年4月1日以降の申請から】

	知事権限 製造業・輸入業
	県収入証紙
登録申請	27,300円
登録更新申請	10,300円
登録変更申請	5,200円

	知事権限 製造業・輸入業
	県収入証紙
書換え交付申請	2,400円
再交付申請	4,000円